

未来ある子どもたちのために

☎/こども家庭センター ☎463-0364

毎年5月5日「こどもの日」から1週間は「児童福祉週間」です。この週間をきっかけに、皆さんにも児童福祉について考えていただくため、子どもの権利条約や児童憲章を紹介します。



令和7年度「児童福祉週間」標語「いつだって まんまるまんなか こどもたち」

「子どもの権利条約」

世界中すべての子どもが持っている“権利”を定めた条約で、大きく分けて4つの権利を定めています。

子どもにはこうした権利があり、保証されるよう努めなければなりません。この条約では子どもにとっていちばんいいことを実現しようとうたっています。

1 生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること。

2 育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること。

3 守られる権利

紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること。

4 参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。

※詳しくは、外務省や日本ユニセフ協会のホームページをご確認ください。

「児童憲章」

「児童憲章」は、昭和26(1951)年5月5日に、児童の成長と幸福の実現を願って制定された、宣言的文章です。基本綱領に、「児童は、人として尊ばれる」、「児童は、社会の一員として重んぜられる」、「児童は、よい環境のなかで育てられる」とうたっています。

●「児童憲章」条文の一部を紹介します

- すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

わくわくワゴンを運行しています！

☎/まちづくり推進課 ☎463-1514

市では公共交通空白地区の改善に向け取り組んでおり、新たな公共交通の持続可能性を判断するため、令和6年12月からの1年間、ワゴン型車両による実証運行を実施しています。実証運行の結果等をもとに、本格実施への移行について検討することになるため、より多くの方にご利用いただく必要がありますので、ぜひご利用ください！



運行期間・区間等

期 間	11月29日(出)まで
運行区間	①根岸台7丁目周辺～朝霞駅東口 ②膝折町4丁目周辺～北朝霞駅
運 行 日	①火・木・土曜日 ②月・水・金曜日
運行時間	午前8時30分頃～午後7時頃
運行形態	定時定路線型
運 賃	大人：200円、小児：100円

※「朝霞駅東口」(根岸台線)、「北朝霞駅前」(全路線)で市内循環バスとの乗り継ぎ券発行可能

※小型車両による運行のため、満員の際は乗車できませんので、あらかじめご了承ください。



わくわくワゴンの
運行内容等



わくわくワゴンの
利用状況